

みやぎ税務会計事務所通信

《 2020年8月 》

MIYAGI
TAX & ACCOUNTING
OFFICE

税務の話題

覚えておきたい「役員報酬」のきまり

“新型コロナウイルス”…… 相変わらず、この言葉を聞かない日はありません。日本で感染のニュースが出始めてから約半年が経ち、一通りの施策は出揃ったようです。

今月は、この“コロナ禍”で多くの方が直面したと思われる「役員報酬どうする!?’問題を日頃よくご質問をいただく点を含め、改めて考えてみたいと思います。



役員報酬額を変更したい…

期首から3ヶ月以内に改定し、その改定額を期末まで変わらず支給することで法人税法上、役員報酬の全額が損金（経費）として認められます。

↓つまり こういうこと!

認められている時期以外に改定すると、損金として認められず、課税対象となります。



役員にも賞与を出したい…

事前に「いつ(年月)」「いくら」支給するか」を記載した届出書を提出し、その通りに支給することで、法人税法上、損金（経費）として認められます。

↓つまり こういうこと!

思い立って支給した賞与は損金として認められず、課税対象となります。



役員報酬を削らざるを得ない…

コロナウイルス感染拡大のなかで、こうお考えになった方が多いかもしれません。「支給額を途中で変更したら損金として認められないっていうけど、どうしようもないんだけど!」という方もいらしたのではないのでしょうか。



この点、法人税法では、以下の理由があれば変更できることになっています。

(理由1) 臨時改定事由 … 職務内容が大きく変わった場合など

(理由2) 業績悪化改定事由 … 法人の経営状態が著しく悪化した場合など

今回のコロナウイルス感染拡大による影響の場合は、上記(理由2)にあてはまるものと考えられています。(国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」より)あまり考えたくない対応ではありますが、ひとつの方法としてご案内いたします。